事務委託契約書

（優良和子牛生産推進緊急支援事業・和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）

一般社団法人宮城県畜産協会会長（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、優良和子牛生産推進緊急支援事業実施要綱（令和６年３月１８日付け５農畜機第８２０６号。以下「実施要綱」という。）第４の４及び肉用牛緊急特別対策事業実施要綱（令和７年２月２８日付け６農畜機第７６８８号）別添１和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業の第４の４の規定に基づく事務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事務の内容）

第１条　甲が乙に対して委託する事務は、次のとおりとする。

（１）事業参加申込書の取りまとめ

　　　各実施要綱第４の１の事業参加申込書をとりまとめて甲に提出すること

（２）指導

　　　肉用子牛生産者に対して各事業の趣旨の周知徹底を図るために必要な指導を行うこと

（３）報告

　　　その他、甲が必要とする事項について報告を求めた場合は、速やかに報告すること

（再委託の制限）

第２条　乙は、甲から受託した事務を自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、乙が肉用子牛生産者補給金制度における事務委託先として宮城県知事の承認を受ける際、再委託先として併せて承認を受けたものに、前条（１）に定める事務を委託し又は請け負わせることができるものとする。

（事務委託費）

第３条　甲は、乙に対し、乙が第１条の委託事務に要する経費に充てるために、事務委託費を支払うものとする。

２　事務委託費の支払の方法等は、別添の事務委託費支払要領に定めるところによるものとする。

３　乙は、前条の規定に基づき再委託をする場合は、再委託先が委託事務を実施

するために必要な経費を支払うことができるものとする。

（損害賠償）

第４条　乙が、故意又は過失によりこの契約に違反したことにより、甲又は交付対象者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第５条　甲は、乙が次の各号に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、この契約を解除することができる。

（１）乙が、前条の損害を、甲又は交付対象者に与えたとき。

（２）乙が、正当な事由によらないで契約の全部若しくは一部を履行しないとき。

（３）乙が、清算又は合併等によりこの契約による受託事務を遂行することが不可能になったとき。

（４）乙が、契約の解除を解除希望期日の１か月前までにその理由を添えて甲に申し出たとき。

２　前項第１号、第２号及び第３号により、甲がこの契約を解除したことによって生ずる、奨励金交付に係る交付対象者の不利益については、乙がその損害を賠償しなければならない。

（機密保護）

第６条　乙は、受託事務の実施により知り得た甲の秘密又は調査の結果を、甲の承諾を得ずして他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならないものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条　乙は、受託事務の実施に当たり取得、保有等した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）ほか関係法令等に準じて適切に取り扱うものとする。

２　乙は、甲の承諾を得ずして前項に規定する個人情報を受託事務の範囲外の加工、利用、複写、複製をしてはならないものとする。

（調査）

第８条　甲は、必要があると認めたときは、乙の受託事務の実施状況、事務委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。受託事務の終了後においても同様とする。

（疑義の解決）

第９条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議のうえ解決するものとする。なお、その場合は、必要に応じて交付対象者の意見を求めるものとする。

（契約の期間）

第１０条　この委託契約書による契約期間の始期は契約締結日とし、終期は令和７年度事業に係る交付対象和子牛への奨励金の交付が完了する日（最長で令和８年６月３０日まで）とする。

（管轄裁判所の合意）

第１１条　この契約に関して、第９条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）住　　　所　　宮城県仙台市宮城野区安養寺三丁目１１番２４号

名　　　称　　一般社団法人宮城県畜産協会

代表者氏名　　　　会　長　　佐　野　和　夫

受託者（乙）住　　　所

名　　　称

代表者氏名

乙の事業所

住　　　所

名　　　称

（注：必要に応じ担当部署等を記載）